

「国内株式議決権行使の基本方針」の改正等にかかるご案内

当社の「国内株式議決権行使の基本方針」を改正いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 主な変更点

(1) 買収防衛策の厳格化に係る対応

買収防衛策の厳格化については、敵対的な買収提案の動きが散見される一方、企業側も有事型買収防衛策の導入議案を提案する事例が増加していることを踏まえると、買収防衛策の恣意的な運用を防ぐために厳格化する必要性が高まっていると考えております。

従いまして、買収防衛策に係る形式要件のうち取締役会における独立社外取締役比率を過半数求めることとし、すべての形式要件を満たしたうえで企業価値向上に資する具体的かつ適切な説明がある場合のみ賛成することとしました。

2. 中長期的な検討課題

当社は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、更なるコーポレートガバナンスの強化が必要と考えております。

取締役会における経営の監督機能強化を図るためには、独立社外取締役の機能発揮が重要と捉えており、取締役会における社外取締役比率を過半数以上に引き上げるとともに、機関設計に関わらず独立性を求めていきます。

なお、現時点では「国内株式議決権行使の基本方針」に上記課題を反映することは見送りいたしますが、エンゲージメント等を通じて発行体に要請するとともに、「国内株式議決権行使の基本方針」への反映についても検討してまいります。

3. 新型コロナウイルスの影響を考慮した議決権行使について

当社は、2020年5月に公表させていただいた通り、新型コロナウイルスの世界的流行による投資先企業への影響を勘案し、議決権行使に当たり平時とは異なる対応や判断が必要と考え、議決権行使を行ってまいりました。具体的には、ガイドラインの一律適用（ROE参照等）を見合わせるなどの対応を継続してまいりました。

今般、新型コロナウイルスの企業業績への影響が低減してきていることなど踏まえ、2024年2月開催の株主総会より、従来の議決権行使基準を再開してまいります。

4. 改正後の国内株式議決権行使の基本方針

[国内株式議決権行使の基本方針（2024年2月改正）](#) PDF : 570 KB

以上